

別紙① 公募物件一覧表

施設名及び所在地	物件番号	設置場所	設置面積	設置台数	最低使用料 (1年間あたり) ※1	容器種別 ※2	来園者、勤務者等、 売上の見込みのための 参考となるべき事項
檍原公園 檍原市畠傍町 53	K 1	第一体育館 (1階玄関ホール)	3.00 m ² (2台) 自販機：幅 1.5m × 奥行 0.9m 自販機(小)：幅 1.0m × 奥行 0.9m ゴミ箱：幅 0.83m × 奥行 0.9m	2台	66,240 円	①	職員数：20 名 来園者：96,729 人／年
	K 2	第一体育館 (機械棟東側)	3.50 m ² (2台) 自販機：幅 1.5m × 奥行 1.0m ゴミ箱：幅 0.5m × 奥行 0.5m	2台	88,320 円	①	職員数：20 名 来園者：96,729 人／年

※1 上記の最低使用料の金額は1年間設置に係る金額です。提案金額は、1年あたりの金額を記入してください。

※2 容器種別欄の表示について

① : 飲料（お茶、水、炭酸飲料、コーヒー、紅茶、牛乳、ジュース類等（アルコール不可）、栄養補助食品。缶・瓶・ペットボトルは可。紙パック（密閉式容器）、紙カップは不可。

【注意事項】

- 1 公募は、物件番号ごとに1つの入札とします。
- 2 複数の物件の公募に参加申込みをすることができます。
- 3 自動販売機部分の幅、奥行きには、放熱余地・転倒防止板等の面積を含んでおり、自動販売機のサイズを示すものではありません。
- 4 候補者は、設置期間中、継続的に自動販売機を設置しなければなりません。
- 5 販売価格については、標準販売価格（定価）以下としてください。
- 6 自動販売機の設置場所は、公募実施要領の設置場所位置図（別紙②）のとおりです。
- 7 事前に各自で自動販売機設置場所の確認を行い、設置を検討している機種を設置した場合の商品補充、メンテナンスのための扉開閉時の支障の有無等を確認してください。
- 8 回収ボックスの設置及び使用済み容器の回収は、候補者が行ってください。
- 9 設置期間の更新は、行いません。
- 10 最低使用料を予定価格とします。
- 11 最低使用料は、設置期間の総額であり、消費税及び地方消費税を含んだ額です。
- 12 最低使用料には、光熱水費等を含みません。
- 13 候補者は速やかに都市公園法（昭和31年法律第79号）第5条第1項の規定による自動販売機設置に係る公園施設設置許可の申請手続きをしてください。
- 14 その他、設置場所については（別紙②）、仕様については（別紙③）を参照してください。